

令和4年度富士市新型コロナウイルス感染症対策 テレワーク機器導入補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業者においても、感染症拡大防止及び緊急時における事業継続、非対面型ビジネスモデルへの対応など、ビジネス環境の強化が求められています。

在宅勤務等を可能とするテレワーク等の導入に取り組む市内中小企業等事業者に対し、導入に係る経費を補助することにより、市内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び中小企業等のビジネス環境強化を促進する補助制度です。

対 象 者	<p>①市内に事業所を有する中小企業等（個人事業主を含む）／事業協同組合などの中小企業団体／商店街振興組合など（富士市中小企業及び小規模企業振興基本条例第2条第4項に規定する中小企業者等）</p> <p>②市内の事業所に常時2名以上を雇用しているもの</p> <p>③市税を滞納していないこと</p>
補 助 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における感染症拡大防止策強化のためのテレワーク機器等の導入 ・ テレワークの新規導入又は既存テレワーク環境の拡充(同等品の買替を除く) ・ テレワークのために導入するVPN装置、Web会議用機器等購入費 ・ 在宅勤務等に必要なパソコン、タブレット等購入費(同等品の買替を除く) ・ テレワーク機器等の購入に要するコンサルティング費用 <p>※リース料または定期購入に係る経費は対象となりません。</p>
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請前に、富士市地域産業支援センターに事前相談をすること。 ・ 経費の算出にあたっては、2社以上から見積もりを取得し、見積合わせ等を行うこと。（インターネット見積りは不可） ・ 令和5年2月28日までに補助事業を完了し、完了報告を行うこと。
補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	<p>対象事業費の2/3（下限10万円、上限50万円）</p> <p>※1,000円未満の端数切捨て</p> <p>※対象経費が15万円を下回る場合は申請できません。</p>
補 助 回 数	<p>1事業所1回まで</p> <p>※令和3年度に本補助金を活用している場合は申請ができません。</p>
申 請 時 期	補助事業の着手前
備 品 購 入 の 注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金で購入した備品は、その取得日（購入日）から起算して<u>処分制限期間（耐用年数）</u>を経過するまでは、原則使用すること。 →減価償却資産の耐用年数を準用する。 ・ 処分制限期間前に処分した場合は、補助金の返還対象となるため、予め市へ問い合わせること。 ・ テレワーク目的以外の用途に使用した場合も返還対象となる。 ・ 処分制限期間内は、定期的に購入備品の現況調査を行います。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金活用事業者は、テレワークの導入に係る市の普及啓発事業に協力すること。 ・ 交付決定額が予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

1 申請方法

下記の書類を揃えて、補助事業開始前に、富士市地域産業支援センター（Be パレットふじ）まで提出してください。

必要な書類	チェック欄
補助金交付申請書（第1号様式）	
購入しようとするテレワーク機器等の見積書又は代金がかかる書類の写し	
購入しようとするテレワーク機器等の概要及び製造者が分かる書類の写し	
申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し	
市税完納証明書 ※市役所3階収納課で発行しています。1通当たり300円必要です。なお、法人の場合、代表者が窓口に来られる場合でも委任状が必要です。	

2 完了報告書の提出

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または令和5年2月28日のいずれか早い日まで、速やかに次の書類を提出してください。

必要な書類	チェック欄
テレワーク導入補助金事業完了報告書（第5号様式）	
補助対象経費の支払を確認できる資料の写し	
購入したテレワーク機器等及びその利用状況を証する写真	
口座振替申請書（市役所に振込口座が登録されていない場合） ※ダウンロード可	

※本補助金は、完了報告書の提出後に、市から補助金交付確定通知書を発行します。

3 お問い合わせ先

富士市地域産業支援センター（Be パレットふじ）

〒417-0058 富士市永田北町3-3（富士市立中央図書館分館2階）

電話：0545-52-6777 / ファクス：0545-52-6788

E-mail：sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

ウェブサイト：<https://be-palette-fuji.com/>

* 処分制限期間（耐用年数） *

参考「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015>

（例）パソコン・タブレット 4年